

議事日程(第4号)

平成27年9月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第38号 平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成26年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について
- 日程第11 議案第40号 高鍋町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第41号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第42号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第43号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第44号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第45号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第46号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第47号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について

- 日程第19 議案第48号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第49号 高鍋町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第21 議案第50号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第51号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第52号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第53号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第54号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第55号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第38号 平成26年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第2 認定第1号 平成26年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第3 認定第2号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第4 認定第3号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第5 認定第4号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第6 認定第5号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第7 認定第6号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第8 認定第7号 平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第8号 平成26年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第10 議案第39号 尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について
- 日程第11 議案第40号 高鍋町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第41号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第42号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第43号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第44号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第16 議案第45号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第46号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第47号 高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について
- 日程第19 議案第48号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第49号 高鍋町特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第21 議案第50号 平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第51号 平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第52号 平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第53号 平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第54号 平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第55号 平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 青木 善明君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 緒方 直樹君	18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	……………	川野 和成君	会計管理者兼会計課長	…	間 省二君
町民生活課長	……………	杉 英樹君	健康保険課長	……………	徳永 恵子君
福祉課長	……………	河野 辰己君	税務課長	……………	宮崎守一朗君
上下水道課長	……………	吉田 聖彦君	教育総務課長	……………	中里 祐二君
社会教育課長	……………	稲井 義人君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第38号

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

日程第4. 認定第3号

日程第5. 認定第4号

日程第6. 認定第5号

日程第7. 認定第6号

日程第8. 認定第7号

日程第9. 認定第8号

日程第10. 議案第39号

日程第11. 議案第40号

日程第12. 議案第41号

日程第13. 議案第42号

日程第14. 議案第43号

日程第15. 議案第44号

日程第16. 議案第45号

日程第17. 議案第46号

日程第18. 議案第47号

日程第19. 議案第48号

日程第20. 議案第49号

日程第 2 1. 議案第 5 0 号

日程第 2 2. 議案第 5 1 号

日程第 2 3. 議案第 5 2 号

日程第 2 4. 議案第 5 3 号

日程第 2 5. 議案第 5 4 号

日程第 2 6. 議案第 5 5 号

○議長（永友 良和） 日程第 1、議案第 3 8 号平成 2 6 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから日程第 2 6、議案第 5 5 号平成 2 7 年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 2 6 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 3 8 号平成 2 6 年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、質疑を行います。質疑はありませんか。1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 昨年と比較して、大幅な減債基金積み立てとなっておりますが、その理由は何か。また、減債基金に積み立てするのはよいですけれども、返済分確保については大丈夫と判断しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 利益剰余金の増加につきましては、資産減耗費及び支払利息の減少により、経常利益が増加したため減債積立金への積立額が増加しております。起債の返済につきましては、問題なく実行できる状態で経営しております。

○議長（永友 良和） 1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 当然、そういう目標でやっているんですが、この減債基金、一体いくらぐらいまで積み立てる計画なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時03分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 特に目標はございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第 1 号、平成 2 6 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） ちょっと項目が多いですので、ゆっくり読み上げたいと思います。

決算書を見る限り、ここ数年の傾向として、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金など、不労所得部分については増額しています。しかし、地方交付税、国県支出金などは減少傾向にあります。これはどのような理由なのか、わかる範囲で結構ですが、答弁を求めます。

また、町民の所得動向に関しては、税はわずかですが減額しています。その理由解明はなされてきたのか。そこで、平成26年度決算に当たり、高鍋町民の所得動向に関してどのような分析をされてきたのか、具体的な答弁を求めます。

町税・保育料・住宅使用料、これは不納欠損はありませんけれども、収入未済額については年々減少傾向にあります。これは徴収率がアップしたことによるものなのか、それとも公売などの努力なのか、それとも法的処分によるものなのか、お答え願います。

補助金交付については、監査委員の意見書にあります。交付に当たっては効果の予測を的確に行い、真の必要性を見極めた上で執行されることを要望されております。具体的に、監査委員からの聞き取りがあったとき、このような指摘を受けた部署及び箇所はどのくらいあるのか、お伺いします。

また、そのことについて何らかの意見を持ち合わせているのか、そのことも合わせてお答え願いたいと思います。

指名入札・競争入札状況内容は意見書にはありますが、指名競争入札するには、ある一定の業者が必要ですが、どの部門でもその基準は満たされてきたのか。また設計などに関しては、業者間では全てを一社に発注するのではなく、分割でしないと専門的な内容が把握できないまま、工事に入った段階でレベル、いわゆる高低が合わないなど、問題点が発生するなどのトラブルはなかったのか。見積もりなどで後から増額することもありましたが、それは業者のミスであるにもかかわらず、増額ということになると入札した意味がないと思うが、そのようなことは発生しなかったのか、お伺いします。

福祉関係で特例給付、子育て世帯と臨時給付、一時金支給がありましたけれども、その効果はどうだったのでしょうか。検証されてきたのか、お伺いします。

太陽光発電設置事業で、具体的に費用対効果についてはどうでしょうか。マイナンバー制度に向けて着実に動いてきていますが、その成果はどうだったのか。

基金積立の目的及びその成果はどうか。備品や財産管理に関しての方針は貫かれたのか、お伺いします。

保育料に関しては、町が収納事務を行っていることで、私立保育園などの収納に対する意識についての高揚策は図られてきたのかどうか、お伺いします。また、低所得者向けの対策としてはどのような手立てがなされてきたのか、お伺いします。

住宅使用料に関しては、わずかですが収納率アップしています。これは、どのような収納計画によったものなのか。また、連帯保証人問題については、どこまで進められてきたのか、お伺いします。

款別に見て、どの部分も不用額が出ていますが、これは意図的にしたものなのか、それ

とトラブルが発生したことによるものなのか。内容を説明していただきたいと思います。

議会費に関しては把握しておりますので、答弁は必要ございません。

町長の施政方針に関しての政策実現のための執行成果はどうだったのか。項目別の答弁を求めます。成果報告書の内容を精査して、答弁していただきたいと思います。

防災行政無線設置ができたが、運用しての成果はどのようなものか。また、一部設置されていない地区で全然聞こえないなど、意見集約は行われ、支出に見合う住民からの意見は出されてきたのか、お伺いします。

高鍋町体育館がリニューアルされましたが、これまでの住民意見はどうでしょうか。総合体育館利用が減少したということはないのか。

行財政改革で町職員は減少し、リスクもあると考えますが、どのような人事構築を図ってきたのか。その成果はどうだったのか、お伺いします。

また、臨時職員配置についてはどのような成果があったのか。まだ職員研修制度の利用が少なくなっているが、その理由は何なのか、答弁を求めます。

物件費の伸びが若干あったようですが、その原因及び費用対効果はどうだったのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

施政方針に基づく取り組みについてでございますが、平成26年度におきましては、次世代を担う人づくり、安全安心なまちづくり、元気なまちづくりを重点施策として展開してまいりました。

まず、次世代を担う人づくりにつきましては、ファミリーサポートセンター事業を初め、認定こども園整備事業、放課後児童クラブ委託事業、子育て世帯臨時特例給付金支給事業などに取り組み、安心して子どもを産み育てやすい環境を整え、子育てを支援してまいりました。

また、学校におきましては、適応指導教室運営事業や要保護・準要保護児童生徒援助事業、教育環境改善事業など、教育環境の充実を図り、未来のたかなべを担う子供たちの健全育成に努めてきたところでございます。

安全安心なまちづくりにつきましては、施設整備による防災機能の強化を図るとともに、防災行政無線整備事業、SOSネットワーク、防災情報配信システムの更新など、災害時における情報伝達システムの構築を進めてきたところでございます。

また、津波・洪水ハザードマップの作成、標高表示板の設置、自主防災組織における防災備品の整備、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプの購入により、地域防災力の向上に努めるなど、災害対策及び防災機能の強化を図ってまいりました。

元気なまちづくりにつきましては、子育て応援とくとく商品券発行事業や、商店街にぎわい創生事業、チャレンジショップ事業などによる商店街の活性化、多面的機能支払交付金事業や、埋却地再生整備事業による農業生産基盤の整備、優良繁殖雌牛導入補助や肥育

素牛導入緊急対策事業などによる畜産業の振興、美しい農地景観形成活動補助や農村イベント開催補助、花守山整備事業などの新たな観光資源の創生に向けた取り組みなど、本町経済の復興・活性化を図ってまいりました。

今後も総合計画に定める将来像の実現に向け、施政方針に基づくさまざまな施策を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課関係6件ほどあったと思います。それについてお答えいたします。

まず、地方交付税、国県支出金などの減額傾向についてでございますが、地方交付税の減額要因としましては、普通交付税の基準財政需要額の算定におきまして、単位費用の減及び補正係数による基準財政需要額が下がり、交付額が落ち込んだものと分析しております。

次に、国県支出金の減額についてでございますが、国庫支出金につきましては、平成25年度に実施しました地域の元気臨時交付金事業1億1,815万6,000円の減、防災行政無線放送施設整備事業費補助金7,667万4,000円の減などによりまして、全体として1,839万1,000円の減額となっております。

次に、県支出金につきましては、介護基盤緊急整備事業補助金1億1,600万円の減、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村交付金2,910万4,000円の減、震災対策農業水利施設整備事業補助金1,550万円の減、保育士処遇改善臨時特例事業補助金1,080万4,000円の減などによりまして、全体として3,266万7,000円の減額となったところであります。

次に、不用額についてでございますが、発生の主な要因としましては、建設事業における入札執行残や工法の変更によるもの、扶助費による受給実績数に伴うものなどがございます。

次に、物件費の伸びについてでございますが、前年度に比べ4,510万3,000円増額となっております。これは、総合行政システム機器の更新を行ったことを初め、社会保障番号制度システム改修委託の実施、子育て世帯臨時特例給付措置事業及び臨時福祉給付措置事業にかかる事務経費、衆議院選挙・県知事選挙・町議会議員選挙に伴う臨時的経費がふえたことなどによります。これにより、業務の効率化及び個別事務事業の適正な執行を図ることができました。

次に、補助金交付事務にかかる監査委員の意見書についてでございますが、補助金の交付事務につきましては、補助金等の交付に関する規則及び各補助金の交付要綱に基づき行っているところでございます。監査委員からは、決算審査終了後の講評の際に、要綱の規定中、交付基準の定めをもう少し数値化できるものがあるのではないかという御指摘をいただきましたが、全般的なことでありまして、個別の補助金について御指摘は受けており

ません。

次に、マイナンバー制度の運用のために実施した事業の成果についてでございますが、平成26年度におきまして、個人番号の付番や個人番号の通知に備えるためのシステムの改修等を行ったところでございます。これにより、マイナンバー制度の適正な運用が図れるものと考えております。

次に、基金積み立ての目的及びその成果についてでございますが、基金は地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理するために設置するもので、その目的は基金ごとに条例で定められております。

平成26年度におきましても、所要の積み立て等を行い、適正な財産の維持管理とともに、目的に沿った有効的な活用を図ることができております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） 税務課関連の御質問にお答えいたします。

平成26年度決算に当たり、高鍋町民の所得の動向に関する分析についてでございますが、個人町民税に係る所得金額等につきましては、減少傾向にあり、給与所得、農業所得について減少が見られました。

所得階層別で見ますと、所得の高い納税義務者が減少し、所得の低い納税義務者の方が増加していることから、所得の合計が減少した要因でもあると判断しております。

次に、町税・保育料・住宅使用料の収入未済額の減少についてですが、いずれの御指摘もその要因の1つだと考えます。特に、公売や搜索によりその取り組みを周知・広報することで、納税者の納税意識が高まった結果ではないかと考えます。

次に、私立保育園などへの収納対策、低所得者向け対策についてですが、特段の対策はなく、町税同様に自主納付及び納期内納付を原則に収納に取り組んでおります。

以上です。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） まず、入札の関係でございますけど、指名競争入札に当たりますのは、指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱に基づき、適切に処理しているところでございます。

次に、大規模な建築工事などでは、それぞれの専門的業者に分離発注する場合がございますが、設計に関しては分離発注は行っておりません。

また、平成26年度の発注実績でトラブルがあったとは聞いておりません。

また、実際、工事に入りますと、現場の状況、特に掘削を伴う工事などでは、設計段階では想定していなかった事態等が発生する場合もあり、設計変更を行う場合がございますが、業者のミスによって増額となった事案等は発生しておりません。

続きまして、備品・財産管理に関してでございますが、町が保有いたします財産には、行政目的に応じて使用いたします行政財産とそれ以外の普通財産に分けられます。行政財

産につきましては、施設等を所管しております課で管理しております、普通財産につきましては総務課で管理しているところがございます。いずれの財産につきましても、適正に管理をしているところがございます。

続きまして、防災行政無線の関係でございますが、昨年度、老朽化した防災行政無線並びに戸別受信機の更新整備が完了いたしまして、町民に対し災害情報や避難情報などを以前よりも安定的に素早く伝えることができるようになったと考えております。

現在は、津波避難訓練などの際にあわせまして、放送品質のモニタリングを随時実施しておりますが、地域によりましては聞こえにくい状況もあるようで、特に、降雨時など、窓を閉めた状態では聞こえにくいとの御意見もいただいております。

屋外スピーカーによる情報伝達が中心となっております、風向きや天候、場所により、聞こえ方が異なるため、もれなく地域住民へ聞こえるようにするには、なかなか難しい現状もございます。

今後も財源確保に努めながら、各世帯への戸別受信機の設置や屋外拡声子局の増設などに努めまして、確実な情報伝達体制の構築に努めていきたいというふうに考えております。

あと、行財政改革の関係でございますが、職員数は行革の関係で減少しておりますが、最小の人員で最大の成果を上げるよう、人材育成に取り組むとともに、組織機構の見直しによりまして、適切な人員配置にも取り組んでおります。このことによりまして、多様化する住民ニーズに的確に対応し、行政サービスの水準を向上することができたと考えております。

次に、臨時職員につきましては、必要性や事業の事務量等を勘案しながら、毎年度、適切に配置してきたところがございます。正職員だけでは賅えない業務を補助していただくことで、円滑な業務の推進を図ることができたと考えております。

次に、職員研修の受講職員が減少した理由ということでございますが、昨年度では町独自で行います職員研修の回数が減少したことによりまして、そのことが減った要因となっております。その他の研修につきましては、ほぼ横ばいで推移しておりますが、1度した研修につきましては、次の年もと言うか、連続、続けて受講することがないことから、この傾向についてはしばらく続くかなと思っております。

今後も、職員の資質向上を図るために、研修事業につきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 住宅使用料についてでございますが、前年度と比較して滞納額が若干減少しております。滞納額をふやさないよう、滞納者や一定の期間納期が遅れている未納者の保証人への納入指導の依頼を行ってきた結果ではないかと考えております。

また、連帯保証人問題につきましては、死亡等により保証人の再設定がされていない件数は減少してきておりますが、未設定世帯には引き続き再設定の依頼を行っているところ

でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 高鍋町の体育館のリニューアルに関しましては、利用者の方から床面がきれいになった、また照明が大変明るくなったとお声をいただいております。

利用者の数に関しましては、平成25年度が改修の年でありました関係上、24年度との比較になりますが、まず町体育館におきましては、延べ人数で平成24年度が2万2,250人、平成26年度が2万2,880人と約600人の増となっております。総合体育館の利用者につきましては、平成24年度が6万8,513人、平成26年度が6万7,249人と約1,200人の減となっております。

総合体育館の利用者に関しましては、総合体育館から町体育館へ利用の変更をした団体が2団体あります。総合体育館のほうに関しましては、夕方の利用はほぼつまっておりますが、日中の利用に関しまして、今後、利用促進を図っていかねばならないと考えております。

次に、太陽光発電設置に伴う費用対効果に関しましては、中央公民館の空調設備を全庁空調から各部屋空調に変更したことによりまして、契約電力が変更になっておりますので、一概に電気料の比較はできませんが、平成26年度の4月と平成27年度の4月では、約3万円の減となっております。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（河野 辰己君） 子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の支給効果についてでございますが、この2つの給付金事業は、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる子育て世帯及び所得の低い世帯への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として行われたものでございます。

子育て世帯臨時特例給付金につきましては、対象児童1人につき1万円の支給を2,190人に対して行い、臨時福祉給付金につきましては、対象者1人につき1万円の支給を3,688人に対して行ったところでございます。

また、あわせて高齢基礎年金や障害年金などを支給されている方につきまして、1人につき5,000円を支給いたしました。その効果につきましては、検証を行うことはできませんが、2つの給付金をあわせると約6,900万円が支給されましたので、一時的ではありますが生活に役立てていただいたことで、増税に伴う影響を緩和することができたのではないかとというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2回目になりますが。

実は、この指名競争入札の状況で、実は東小のほうのあそこ、排水、下水、どっちだったんですかね、工事のときに、やっぱり高低差が合わないと、設計と全然合わないと、掘っ

てみたら全然違うということ。先ほど説明でもありました。設計のミスではなくて、掘ってみないと、やってみないとわからないというのであれば、それはもう、やむを得ないと思う部分があるのかもしれませんが、でも、専門業者から見れば、本来なら、やはりこれは分割発注っていうか、下水は下水のしっかりした設計をされるのであれば、こういうトラブルは起きなかったんじゃないかということ、私は業者にも確認をしてまいりました。

だから、その理由は、そういう専門的な設計管理をするのであれば、ちゃんとみずからが出向いて行って、ちゃんと掘削も自分でして、そして高低をしっかりと把握するという、そういった状況があるんだそうです。

しかし、一般のこの建物を設計する方については、今、専門業者を抱えていないところが多いために、それがなかなかできないと、状況的に。だから、それを設計図に落とすことができないということが、一番の要因なんだそうです。だから、そこ辺のところは確かにA、B指名業者についてはしっかりと状況を把握されてると私は思います。

しかし、それはあくまでも書類上の問題であって、本当にそういうことがしっかりとできてきているのかどうかということが、しっかりとできてきたのかどうかということは、これからの発注にもいろいろ問題が出てくるといけないというふうに思うからなんです。

これから小学校・中学校を通じて、平成30年まででしたかね、30年過ぎるくらいまでですね、要するに、トイレの設置なんかもずっとやっていくわけですよ。そうなったときに、やはり専門的な業者がしっかりと立ち会って、設計をやっていくような状況をつくっていかないと、これ、単なる決算の問題だけではないというふうに判断しましたので、こういう質疑を展開してきているわけなんですよね。

だから、そこ辺のところ、ただなかったと、掘ってみたらやわからんと。掘ってみたらやわからんって、私、今までも何遍も掘ってみたらやわからんっていう、そういったことで予算がオーバーしたの、いっぱい知ってますよ。100万円、200万円のオーバーじゃございませんから。

でも、今度の場合は業者の皆さんが非常に協力をしていただいて、そう大幅なあれではなかったということなんですけれども、やはり、上げてみたらわかります、下水道のところでも推進工法でやってたとき、2回あったじゃないですか、同じ問題が。だめだって、推進工法、使ったらだめだって私、あれほど言ったのに使ったじゃないですか。

だから、こうやって総括質疑をやって、私、啓発しても、だめですよと、私は設計をしたこともなければ何もしたことないからわかりません。確かに、答弁のように、掘ってみなければわからんわって言う、そういうことが言える状況では私はない、私の中では。だから、業者からやはり指摘を受けないように、やっぱり業者をしっかりと把握しておかないと、そこに業者を立ち合わせる設計をしていかないといけないと、そういう業者をやっぱりしっかりと持っているところじゃないと設計に、設計をさせる、お願いする、指名するっていう状況っていうのを、私はある程度なくしていただきたい。

例えば、町体育館のことでも、木があったから、要するに、打って検査をすることができなかった。これも増額になりましたよね。だけど、木があったからって、そんなこと、言い訳にしないでくださいよと、私は言ったはずです。木があったからじゃないと。設計をする段階で、設計業者は目視じゃなく、必ず壁は叩いて設計の中に入れ込んでいくというのが、これは基本中の基本なんだそうです。

私、設計業者に何回も聞きましたよ、4社聞きましたかね、4社に聞きました。その方たちは、ほとんどがおっしゃる。えって。こんなことがあり得るのっていうふうに言われたんですね。だから、その業者が私はそういう専門的ではないから、ああ、そうなんだろうなというふうに聞いたときには思ったにしても、そこで何百万円かの町民の皆さんのお金が浮く、動くわけですよ。

だから、動くということは、やはり最大限、言い方は悪いけど、先ほど言われたじゃないですか。最小の人員で最高のやっぱりそういう行政をやっていくということ。だから、最低の人数でって、これもう、職員の問題で答弁があったと思うんです。同じだと思うんです。やはり、少ない費用で大きな効果を出してきたのかということ、私はここではちょっとしているわけだから、本当に、その少ない費用でっていうところで、ちゃんと成果が出せたのかどうかという成果報告書の中にはちょっとありませんでしたので、私がちょっと気になったんですね。だから、そのこのところ、再度で、再度質疑をいたしますけれども、そのこのところをしっかりとお答え願えたらと思います。

それから、町長の施政方針に関して、これは、確かに国の方針と合わせて、成果として出てきている部分が述べられたと思うんですね。できれば、私はもう、これについては町長が、本当に町長の思いを、国の政策、県の政策にないと。じゃあ、ないもので、じゃあどうやって成果を出してきたのかというところを強調してほしかったなと思うんですが、そういうところが具体的にあれば、再度お答え願いたいと思います。

それから、保育料に関して、特段、私立保育園への対応はないようなんですけれども、実際、保育をしてもらってるのは私立保育園なんですよ。その親と保育料を納めていただいている親御さんとの関連を持てるのは、私立保育園の先生たちなんですよ。その指導をしっかりとしないといけないと、私立保育園の収納も全部こっちがやってるわけだから、そこ辺のところ、じゃあ、私たち収納に関してじゃなくて、保育事業だけ一生懸命やればいいわというのであれば、管理者もしっかりいるわけですから。管理者も、管理者がしっかりいるわけですから、保育士ばかりじゃないんですから、保育料に関してやはり納められてない保育園が多いところは、しっかりとそういう保育料の収納に関して、やはりお話をさせていただくチャンスとかは保育所のほうが実際、あるわけですから、そこについてどうだったのかということを知って来たわけですよ、聞いたわけですよ。だから、そのことをしてないということであれば、これは収納がなかなか伸びない。

そして、また税務課に全ていろんな収納関係に移行した一番大きな理由と言うのは、大体、納めない人たちというのは、先ほど所得で聞きましたよね。だから、納められないの

か、納めないのかということが税務課でははっきりするんですよ。いろんな納税相談受ける関係で、この人は納めたくても納められない人なんだということがはっきりすれば、例えば、借入金問題何かで問題があるときには、司法書士なり弁護士なりとつないで、しっかりとその対応していくような手立てを今、税務課取ってるじゃないですか。税務相談、受けてるじゃないですか。

だから、その関係で、やはりある一定、やっぱりそういう人たちに、あまり納められない人たちに、納めろ、納めろ、納めろと言っても、これはちょっと無理があるから、その、やはり所得の動向をしっかりと捉えていく必要があるというふうに思うから、所得の動向なんかを聞いたわけですよ。

だから、それがやはり納められない人たちには、じゃあ、どういう保育料に関して、どういう手立てをして、高鍋町が子育てに関して、別枠でもしっかりと補助できるような政策を打ちたてたほうが良いということで、途中ででもしっかりと、それは税務課のほうから上のほうに上げていくという、そういう縦と横の関係がうまくいくような政策集団なり、そういう集団があれば、私は、ここはちゃんとできてたと思うんですね。だから、そのところをお聞きしてるわけですから。ですから、そのところをどうしているかということも、再度、お答え願いたいと思います。

それから、防災行政無線設置、これのときに、設置されたときに、戸別受信機を、私も申し上げたと思うんですが、戸別受信機を自分のお金でもいいから買いたいという方が結構おられたんですね。というのは、やはり不安だと。雨が降るときにはなかなか聞こえないんじゃないとか、そういう不安感を持ってらした方が、たくさんおられたわけですよ。

だから、そのことについても、例えば、つけるときに一緒に購入すれば、安くで入るんじゃないかという、人間の心理状態というのがあるわけですよ。だから、今からまた特別に注文すれば単価が高くなっても、高くなることもあるかもしれないから、できれば町が戸別受信機なんかを設置するときに、一緒に自分のお金を出してでも戸別受信機が欲しいんですよとおっしゃった方については、例えば、無線機をつけたらこうですよ、ああですよという費用負担を、ちゃんと経過を説明して、それでもいいです、つけてくださいと。南海トラフが大変心配ですよというふうにおっしゃる方はつけられるだろうと思うんですよ。そのときにやっぱり何十機か知らないけども、もし注文があったときには、ちょっと全体で受けるから、たくさん購入するということになると、今はまた別々の問題になるから、もうその単価が、そんなに安くならないんじゃないかということで申し上げたと思うんですが、その辺のところを役場のほうには何もなかったのか、そのつけてる間に。例えば、私も言いましたけど、何もなかったということはないと思うんですよ、私は申し上げましたから。だから、ほかの議員からでも、例えばそういう提案がなかったのか、どうかということもお聞きしたいし、そこ辺の意見の集約がどういうふうに行われてきたのかということもお聞きしたいと思います。

それから、行財政改革での職員の減少問題ですね。これは、臨時職員配置必要性というところで、まとめて答えていただきましたけれど、私、なぜこういうことを聞くのかと言うと、本採用の職員であれば、ある程度の研修をして、しっかりと配置できるんですよね。ところが、臨時職員はそのままぱっとその課に移されるもんだから、やはりなかなか作業が即はできないだろうなと思うんですよ。流れが見えないと。だから、そこ辺のところはどうだったのかということを知りたいわけですよ。

だから、雇用の問題についても臨時職員がやっぱり慣れるまで、もうあなたは1年で切りますよとか、いや、何年か雇いますよということならあれですけど、慣れたころには、これ、ある臨時職員の方がおっしゃったんですけど、慣れたころにはもうおしまいですわとおっしゃったんですね。

だから、そういうふうな言葉を聞くと、非常に効果があったのかどうかということに疑問を感じるわけですよ。だから、臨時職員を配置するときには、どういう点にやっぱり基準を置いてきたのか、そこのところも答えていただきたいというふうに思います。

そして、——いいです。それをお願いします。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 私のほうから二、三、答弁させていただきます。

まず、入札関係のことですが、先ほど総務課長のほうから答弁あったように、26年度の事業実績についての発注トラブルというのうちのほうは聞いておりませんので、先ほど総括の質疑としては、その答えしかできません。

続きまして、臨時職員の期間の問題ですが、当然、条例に基づいて採用しておりますので、今おっしゃったようなことがあったにしても、聞かれた場合は条例どおり、だから、そのようなことで了解をしていただきたいというふうに、逆に言っていたくほうがいいんではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） 私立保育園に対する収納対策の御質疑の2回目の答弁になるんですが、関係保育園、私立と公立保育園の収納率を比べてみますと、やはり私立保育園の収納率のほう落ちております。26年度は私立の保育園の関係保育園の管理者との連携というのは、取っておりませんでした。あくまでも一納税者と言う立場から、同じような町税の未納者の方と対応させていただいたんですが、当然、未納の私立保育園の保護者の方にも、納めるのか、納められないのかの判断、あるいは先ほど議員がおっしゃいました、借金のある方には過払い金の調査をして、生活再建のアドバイスというのでも申しております。そういった措置をこれからも継続しながら、納められないなら1年間の分納で何とか回収するとか、あるいは3年間執行停止とか、そういったものを見極めながら町税と同じような滞納処分を今からも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○町長（小澤 浩一君） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 防災無線の関係でございますけど、これ、補助事業の中でも御説明申し上げましたとおり、補助対象事業としての購入機数については、もうあれが精一杯ということでした。

大量に買えば安くなるがということですが、確かに大量に買えば安くなる可能性はありますが、もともとがそんなに品物として年中流通する品物でもありませんし、つけたらもう20年以上ぐらい全然動く品物でないの、一遍に安くなるかということ、これについても確証はございません。

また、個人で買いたい人がいるがということですが、確かにそういう声をお聞きいたしますが、これはもう、あくまでも安全面からですけども、防災無線が買いたいから、それを助成っていうか、補助してでもということですけども、防災無線を全員が買えばいいんですが、防災無線を買いたくても買えない家庭もあるでしょうし、また、災害の要援護者とかの世帯につきましても、防災無線つけたって、今度は逆に、無線は鳴っても支援する人がいっしょらなければ、逆に無線があつたって役に立たないという失礼ですが、そういうことで、そういうところから総合的にいろいろ考えていかないとと思ってまして、あと、残りの全世帯につけるとなると、また単純に言いますと何億円という金額がかかるんじゃないかと思いますが。そういうことで、先ほど申し上げましたとおり、防災無線が屋外なので、できたら戸別、宅内のほうが放送が入りやすいというのがありますので、できたらそちらの方向にシフトがえというのが理想かと思いますが。

今、申し上げましたとおり、いろいろ検討する内容等も含んでおりますので、これについては今後、また検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 私の施政方針につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そつなく答えたと言えば、そつなく答えたけど、するりと抜けたと言えばするりと抜けたと、私からは見えるわけですね。

先ほど臨時職員の配置の問題。これは副町長が答えたような、条例で規定してあるからというふうに言った問題ではないわけですよ。だから、私がさっき質疑したのは、そういう問題ではないということ、再度、言っておきたいと思います。

というのは、やはり、臨時職員に対しての、仕事の内容を掌握するための、そういった研修じゃないけど、正規職員にはありますが、臨時職員には具体的にどうしているのかということ、聞きたかったわけですよ。私の質疑の仕方がまずかったんだろうと思うんですが。どうしてるのかということ。

だから、先ほど私が言ったように、もう慣れたころにはおしまいよと言われてたら、悲し

いじゃないですか。慣れたところにおしまいの人に、ずっと1年間、臨時職員でやってもお金は払ってきたんだろうかというふうに思うと、情けないと思うわけですよ。

だから、臨時職員に対しての研修なり教育というか、そこそこで臨時職員が配置されたところで、事務内容と言うのは変わらないかもしれないし、変わるかもしれない。

例えば、健康保険課であれば、例えばですよ、例えば健康保険課であれば、法令に基づいたものもいっぱい出てくるし、それぞれ違いますよ、分野が、やっぱり。介護保険とか、後期高齢者とか、国保とか。そして、また福祉のほうに言えば障害とか、いろいろ分野があるじゃないですか。

ある程度、専門的な知識っていうのが、臨時職員でも必要になってくる場合もあるわけですよね。ただ、窓口で黙って座っとけばいいんじゃないかと、そうじゃなくて、やはりちゃんと振り分けする方向も変えなきゃいけない、窓口対応するときには振り分けをする人も変えなきゃいけないわけですよ、それぞれ担当の人にやっていただくこと、そして相談に来ていただいたり。窓口に来ていただいた住民の皆さんにしっかりと納得して帰っていただけるような職員構成でなければならないからこそ、一生懸命頑張ってきているわけですよね。

だから、そこが臨時職員であったために、何も対応できなかったっていうことになるかと非常に困るから、その辺は研修はどういうふうにしてるんですかと。もうちょっと細かく言ってほしいってことで、もうちょっと細かく言いますが、具体的に言いますが、できればこの辺で理解していただいて、後は、例えば常任委員会にこれ、付託されますので、常任委員会で検討していただければ結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどの町長の施政方針も言っただけですと、それ以上ありませんとおっしゃったけど、やはりみずからが出した施政方針に対して、やはり俺はこれを頑強に、子どもがにぎわうまちづくりで、こうしてきたんだというところで、何かなかったのかなって思うのがちょっとあったものだから、答弁されたものの中に。ちょっと町長の考えじゃなくて、国・県の補助要綱なり、国・県の問題、そして、例えば次世代を担う問題については、もうこれは法令の改正で次世代、やっぱりいろんな意見を、町民の皆さんの意見を聞くための政策というのはいっぱいあったわけですよね。そこの中であったことが取り上げられている。

だから、町長は町長としてせつかく民選でみんなの立場で、自分の意見の通る立場におられるわけですから、そこが、やはり、何かなかったのかなというふうに、特徴っていうか、いわゆる特徴がなかったのかなというふうに思ったから、町長にお答えをいただいたところなんですけれども、やはり、そのところをしっかりと、何かあれば、私は答えていただきましたかったなというふうに思うんですね。

だから、そしてもう1つは、税務課が答弁されましたけれども、保育料に関する関係ですね。これは過払い金についてということはおっしゃいましたけれども、確かに、

そういうことをされてるのはわかる。私が気になってるのは、一番気になってるのは、納めたくても納められない人を、しっかりと救い上げていくっていう手立てを一番取れるのは、税務課が、だから総務課なりにですね。これは、やっぱり条例にしていくべきじゃないかと。

だって、例えば保育料が納められない。どこまで支援していくのかっていうことは、非常に課内で、恐らく政策集団を持っておられると思いますので、そこをどこまで補助していくのかということも、非常に、ほかの市町村と違ってここをやりたい、やってほしいと、そうでないと、いつまでたってもこの保育料は集まりませんよということぐらいの意見提案ぐらいは、要するに具申ぐらいはできると思うんですね。そういうことをどこまでやってきたかっていうのを、私、これ税務課に課せられたこれからの課題でもあると思うんです。

今まで私、税務課に物すごく評価してるんですよ。今まで、だから介護保険でも、保育料でも、徴収嘱託員が別にいたわけですから。国保でも一緒じゃないですか、徴収嘱託員が別にいたわけですから。今は5人いた徴収嘱託員がたった1名で済んでるんです。それは、税務課のグレードアップにほかならないんですよ。税務課がここまで頑張ってきたんですよ。法律を駆使して。相手のちゃんと意見を聞きながら、どうしたら納めていただけのかっていうところを、ちゃんと構築して来て、今があるわけですよ。

それを、もう1つスキルアップをしていただきたいと思うのは、今度は町民の、納めたくても納められない人への配慮をできるような、税務課として。それでまた議案提案できるような、もう力がついてると思うんです。だから、平成26年度でそういったことが思慮されなかったのかどうか、そこが私、聞きたいところなんですよ。

そうでないと、やはり高鍋町、いつまでたっても取れない人は取れないで終わるんじゃないくて、できるだけ100%に近くなるような手立てを取ってあげないと、取るほうも支払うほうも、非常にそこでギャップが出てくる。どっかで助けてあげないといけないっていう人たちも、いっぱいいるだろうと思うんです。だから、そこは所得をしっかりと把握してあげて、次のステップに踏んでいただく。そして、子供の未来のために、高鍋町がじゃあできることは何なのか。独自でできることは何だったのかということも構築してきたのかどうかということも聞いてるわけですね。

だから、そこが答えられていないので、3回目も質疑を行いましたけれども、私はぜひ、そここのところ、もう答えられないというのであれば、私は町長に答弁していただきたいなと思うんですけど、やはり平成26年度でどういうふうな手立てを講じて来て、どういうふうな話し合いを行ってきたのか、その内容だけでも、総括的な内容だけでも、ここで答弁をしていただければ、私もできることはできたけど、できないことはできなかったんだなというふうに納得できると思いますので、総括的にお答えを願えればと思っております。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） 保育料のみならず、町税全般におきましては、滞納者の納期

内納付に心がけていただいている、住民税であれば98%、国保税であれば95%の方の思いを考えると、やはり、納期内に納められなくても、納税相談にお見えになられる方もおられますし、全く音沙汰のないかたもおられます。その辺の見極めとして、滞納者の実態調査に努め、押さえられる資産とか、そういったものがあれば、的確に把握して、それを差し押さえして、公売にして、お金にする換価措置を、これからも取る一方、もうどうしても取れないというのが地方税法の15条の、そしてその後の18条という、不納欠損という処理もございますので、それに照らし合わせながら、長い目で見ながら、滞納処分を今後行ってまいりたいと。

それから、議員が申されました、私立保育園の管理者への相談ですね。そういったものも今後27年度の課題として、なお一層の収納率の向上のほうに、保育料のみならず努めてまいりたいというふうに考えております。

大雑把な見解ですけど、私が考え得るのはこの程度です。

以上です。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、税務課長が申しましたが、あくまでも納めれない方とは、お話し合いをとことんまでやりまして、そして、今言ったような処置を取っていくということでございますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、認定第2号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） こども、何点かありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

加入世帯の減少の理由は何か、調べてあればお答えください。

また、1人当たりの負担が重いのではなかったのかと考えますが、いかがでしょうか。

毎月の収納お願ひ文書について、改善の余地はなかったのか、お伺ひします。

特定健診受診者と未受診者に関して、町外の病院への入院・通院があり、受けなくても健康判断はできているとみなされている件数を把握されているかどうか、どうなっていたのか、お伺ひします。

納税相談において、明らかに生活保護受給が望ましいと考えられる事案はどれくらいの頻度で起きてきたのか、お伺いします。

保険税が高く、払いたくても払えない世帯は、どう変化しているのか。

収入未済額は減少した理由は何か。どのような努力が成果となってきたのか、お答え願いたいと思います。

特特調、特別調整交付金については、執行部の大いなる努力で確保できたことは、大いに評価できると思います。どのような方向で成果を勝ち得たのか、お伺いしたいと思います。

繰越金が多額となった理由は何か、お伺いします。

これまでの不納欠損として処理した数字は、本当に大きいものがございます。平成26年度の欠損額は前年度と比較して少なかったが、その理由は何か、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課関連部分について、お答えさせていただきたいと思います。

まず、加入世帯の減少についてでございますが、これにつきましては、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行が主な原因でございます。

次に、1人当たりの負担が重かったのではないかについてでございますが、平成26年度の高鍋町1人当たり医療費は、県内26市町村中18位、国民健康保険税は6位となったところでございます。

保険税につきましては、適正に課税をされておりますが、こうした医療費と保険税のバランスの不均衡を国保が抱える構造的問題としており、現在、平成30年4月から宮崎県が国民健康保険の保険者となる広域化の準備が進められているところでございます。

次に、特定健診未受診者の町外病院への入院・通院による健診受診の把握はどうなっていたのかについてでございますが、特定健診を勧奨する際、特定健診受診を希望されない方の理由に、職場健診受診や町外病院での人間ドック等受診によるものとの回答を得た場合は、健診結果を御提出いただくよう依頼し、その状況をシステムにして管理しているところでございます。

次に、特別調整交付金のうち、いわゆる特特調の交付についてでございますが、この交付金は、経営努力分として交付をされるものでございます。申請理由書、経営状況調査票等を作成し、その内容は給付・資格等の適正管理、税の適正賦課及び収納状況並びに向上対策、国民健康保険特別会計の財政状況といった、多岐にわたる項目を、書面とヒアリングにより審査されるものでございます。

国民健康保険の保険者として、高い見識を持ち、適正かつ健全な事業運営を積極的に取り組んでいるものとして評価され、交付されたものでございます。

次に、繰越金が多額となった理由についてでございますが、主な理由といたしましては、医療費の当初予算見込み額と実績額との差及び療養給付費等負担金の超過交付並びに国民

健康保険団体連合会からの返還金などがございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） それでは、税務課関連の御質問にお答えいたします。

まず、毎月の収納お願い文書、いわゆる督促状のことだと思います。国民健康保険税については、納期ごとに約600通の督促状を発送しております。督促状は法的に発送が必要なものなので、改善が、発送数を減らすというものであれば、督促状を発送しなくてもよい納期内納付の納税意識を喚起すべきだと考えております。

ちなみに、平成21年度の督促状の発送件数は年間6,900件に対し、平成26年は約5,100件に年々減少してきております。これは、納期内納税者がふえてきているのではと考えております。

次に、納税相談において、明らかに生活保護受給が望ましいと考えられる事案の頻度についてですが、具体的な件数は控えさせていただきますが、生活保護受給相談を勧めたり、生活保護担当者につないだ事案はございます。

次に、保険税が高くて、払いたくても払えない世帯はどう変化しているのかについてですが、国民健康保険税については、加入保険者数や所得をもとに、適正な課税を行っております。しかしながら、倒産や解雇などの理由により、前年中の所得に比べて極端に所得が減少し、担税力が著しく低下した場合には、要件に該当すれば税の減免や減額の措置を受けることができますので、保険税について、高くて払えないという認識はしておりません。

次に、収入未済額が減少した理由についてですが、納税者の自主納付による納税意識の高揚、24時間納税可能なコンビニエンスストアでの収納などの納税環境の整備、財産調査による公売、厳密な調査に基づいた不納欠損によるものと考えます。

次に、平成26年度の不納欠損額が前年と比較して少なかった理由についてですが、具体的には、平成20年度から平成22年度までの現年分未収額が大きく、執行停止も大きかったが、26年度までに概ね整理がついたことによるものと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第3号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 広域連合であるために、身近な存在として難しくなっておりますけれども、疾病の状況は国保とあまり変化がなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

滞納分の取り扱い規定はできているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課関連部分について、お答えをさせていただきます。

疾病の状況についてでございますが、疾病の状況は国保と変わらないのかについてでございますが、国保、後期高齢者医療とも循環器系の疾患が最も多くなっているところがございます。また、後期高齢者の傾向といたしましては、呼吸器系の疾患や骨折の割合についても高くなっているところがございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） 滞納分の取り扱いの規定についてですが、滞納分の取り扱い規定は特段定めておりませんが、町税同様の取り扱い及び宮崎県後期高齢者医療保険料滞納整理に係る取扱基準に沿って、収納対策を行っております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第4号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これ、毎年お伺いしてるんですが、下水道のつなぎ込み状況はどうだったでしょうか。

事務ミス分について進展が見られることは、徴収を統一化したことにより、法的に対応できる状況が出ているからだと考えられます。成果報告ではちょっと見えなかったんですけども、対応策はどのような流れで行われてきたのか。また、残りについては徴収めどは立っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

長寿命化計画による進捗と、これからの下水道についての計画はどうなって、どのような話し合いをなされてきたのか、お伺いします。

予算の流用はやむを得ないものであるとの監査委員の意見であります。経過の説明を求めたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 平成26年度におけます下水道のつなぎ込み状況でございますが、54件の124戸のつなぎ込みがございました。内訳といたしましては、一般住宅45戸、事業所が4件の18戸、アパート等が5件の61戸でございます。接続率が現在、80.5%となっております。

次に、長寿命化計画の進捗につきましては、現在、監視制御設備及び計装設備等が概ね完了したところがございます。

平成29年度までの計画も順調に推移しているところがございます。

これからの下水道計画につきましては、昨年行いましたアンケートの結果や費用対効果、財政シミュレーション等を踏まえた説明会を開催したいと考えております。

予算の流用につきましては、主なものは、備品として予定しておりました消火器が安かったために、消耗品へ振りかえたものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一朗君） 事務ミス分についての御質疑です。御質疑についてお答えいたします。

賦課漏れによる調定分の収納についてになりますが、平成26年度は自主納付による納付にとどまっております。

徴収のめどにつきましては、厳しいものがございますが、引き続き関係課と連携を取りながら、徴収努力を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第5号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号平成26年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 認知症や介護予防などを住民へ周知徹底するためには、出前講座などが有効ですが、何回程度行ってきたのか。もしくは自治公民館へ直接アタックし、出前講座などを行って来たのか、お伺いしたいと思います。

介護予防効果は上がっているのか、報告をお願いします。

不用額が各箇所に出っていますが、その主な理由と対策はできなかったのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えします。

まず、認知症や介護予防に関する地域への出前講座についてでございますが、出前講座につきましては、平成25年度は4回、平成26年度は6回実施したところでございます。また、ノルディックウォーキング教室の開催について、地域バランスを考慮しながら、教室の開催に向けて地域と連携を行ってまいりました。

次に、介護予防についてでございますが、地域で行うなじみの会や、高鍋温泉での楽々体操、プールを活用した元気アップ教室、本年度より1次予防事業として位置づけました

ノルディックウォーキング教室などを実施しており、参加者も増加しているところでございます。

実施による効果につきましては、日ごろ口数の少ない方でも自然と発言される光景が見られるなど、参加者同士の交流が育まれており、また、引きこもりの防止にも一定の効果があったと考えているところでございます。

しかしながら、心身の機能を維持、改善もしくは機能低下を穏やかにするといった効果につきましては、検証が難しいと考えているところでもございます。

次に、不用額の主な理由についてでございますが、平成26年度は第5期介護保険事業計画の最終年度でもあり、計画策定時に想定したほど給付費が伸びなかったことによるものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第7号平成26年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 基金に関しては話し合いが行われているのか、参加団体で話し合いが行われているのか。金額の推移はどうなっているのか、お伺いします。

また、使用料及び手数料に関して、収納年度の間違いとのことで書いてありますけど、どのような間違いだったのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 基金に関する関係市町村との話し合いですが、毎年開催して、一ツ瀬川雑用水管理事業連絡調整協議会において、決算報告並びに予算説明を行います。協議会の承認を受けているところでございます。

平成27年、本年度の8月末の基金積立額は1,867万8,000円でございます。

次に、使用料及び手数料の使用料の収納年度の間違いにつきましては、4期からなる使用料のうち、第4期の使用料1、2、3月分の納期の末日を、翌年度になりますけど、4月の25日と設定しておりましたことに起因するものでございます。地方自治法施行令第142条第1項第1号の規定によると、納期の一定している収入は、その納期の末日の属する年度が、歳入の会計年度として区分されることになっております。このことから、平成26年度の歳入をしておりました4月を納期としている第4期の使用料につきまして、平成27年度の収納年度としたものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、認定第8号平成26年度高鍋町水道事業会計決算について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっと2点ほどあります。

公営企業の会計処理などを含む公営企業法の大幅な改正により、ようやく一般企業と同じ会計処理が行われ、給水原価が供給単価とほぼ同額ということが明らかになり、高鍋町の水道事業が、健全な運営が維持できていることがようやく明らかにされました。そこで伺いたいと思います。不納欠損については、努力されているにもかかわらず、やむを得ない状況下にあるとは考えますが、どのような状況であったのか、説明を求めます。

町道などにおいて水道、下水道などの敷設・修理に関して、掘削工事が行われ、修復作業において段差などができ、住民にとって不都合な部分があるか存在しますが、平成26年度工事においてはどうだったのか。

また、経過した町道部分において、明らかに水道課に属すると判断された工事箇所があったかどうか、伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） まず、不納欠損の状況についてでございますが、平成26年度につきましては5名の6万2,419円でございます。内容につきましては、破産に伴うもの2名、居住不明者1名、転居先不明が2名でございます。

次に、掘削工事に伴う段差についてでございますが、26年度工事につきましては工事終了後に大型車の通行による振動が気になるという御意見がございましたので、補修を行った箇所が1件ございます。

数年経過した工事箇所の段差補修につきましては、マンホールの周りの段差補修箇所が4箇所、水道の仕切弁の段差補修箇所が1箇所ございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第39号尾鈴地区畜産用水管理事業の事務の委託について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 尾鈴畑地灌漑事業内の高鍋町の面積内での水利用者はどのくらい存在するのか。

また、一ツ瀬川雑用水の利用金額と比較してはどうか、伺いたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 尾鈴地区畑地灌漑事業内の高鍋町における畜産用水利用者につきましては、13件の利用者を見込んでおります。

一ツ瀬川雑用水の利用金額との比較でございますが、その料金を定める給水条例につきましては、今回、川南町議会に上程されるところでございますので、現段階での回答になりますが、ひと月当たりの基本料金を20立方メートルまで1,000円とし、21立方メートル以上の超過料金を1立方メートル当たり50円とするものです。

一ツ瀬川雑用水管理事業では、ひと月当たりの基本料金を25立方メートルまでを1,000円とし、26立方メートル以上の超過料金は、組合員の農業利用の場合1立方メートル当たり50円としております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ごめんなさい、これ、特別委員会で聞いてもよかったのかもしれませんが、組合員に限りというところ、ちょっと引っかけたものですから、組合員に限りと言ったらどういう意味になるのでしょうか。畑地灌漑用水の中の組合員という意味で解釈してよろしいのか、そこだけちょっと、確認だけさせてください。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 一ツ瀬川雑用水管理事業の場合、※組合員と組合員でない方がいらっしゃるという分では、その分で区別をしているということでございます。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 再度答弁を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 一ツ瀬川の場合、土地改良の組合員と組合員でない方がいらっしゃるということで、修正いたします。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第40号高鍋町税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3級品たばこの売り上げについて、把握はされているのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 税務課長。

○税務課長（宮崎守一郎君） 3級品たばこの売り上げについて把握されているのかという御質問ですが、28年度の税収見込みというふうに解釈して、お答えしたいと思います。

まず、3級品たばこの26年度の実績では、税収が643万2,165円、その消費本数が257万8,020本で、これと同じ本数が28年度に消費されると仮定して試算すれば、平成28年度は約110万円の税収増というふうになります。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第41号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

※後段に訂正あり

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは、43号ともちょっと関連する部分があるものですから、済いませんが、また答えてください。

若者にはなじみのカードであっても、お年寄りにとっては扱いにくいものでありますし、また、個人情報満載ということですので、詐欺を働く人にとっては、委任状などを提示された場合の再交付についての対応なんかはどうなっていくのか、どういうふうにしたいと思っておられるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（杉 英樹君） お答えさせていただきます。

再発行につきましては、省令のほうで規定がされております。個人番号カードにつきましては、紛失・焼失その他の理由について使えなくなった場合につきましては、希望があれば再発行の申請をすることができます。

申請に伴いまして、申請者本人若しくは代理人等の方が申請される場合におきましては、本人確認書類の提示を求めます。本人確認書類と言いますのが、免許証、パスポート、身体障害者手帳、そういうものが必要になります。本人確認プラスいわゆる代理人の場合におきましては、その方の同じ本人確認を行います。その確認書類につきましては、コピー等の保管が義務づけられておりますので、町のほうで書類を一式保管することになります。

その再交付に当たりまして、使えなくなったカードについては返納を求めるということになっておりますので、仮に焼失とか盗難において返納ができない場合、盗難の場合は警察署に遺失物届けを出していただくと。それに伴った番号と警察署に届けていただく。火事とか災害等の場合におきましては、それに伴う罹災証明書の提出が義務づけられております。

そういうことによりまして、遺失物届とか提出いただいた場合には、コピー等がいただけませんので、警察署のほうから番号と最寄りの届け出を出した警察署を届け出ていただきまして、随時その場で、窓口のほうで警察署に照会をして、その上でそれが正しいものと判断した場合に、再交付の申請を受けつけすることになります。

同じように、当然、交付に来られる代理人がまた変わったりした場合におきましても、その都度、同一人物であっても変わっておられても、本人確認ということを行うということになりますので、窓口での対応はそのような形で行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 例えば、いろんな詐欺をする働く人たちと言うのは、いろんな知恵があるわけですね。もう当然、再交付についてもいろんな知恵を持って。今度はもう個人情報が満載なんです。もう今度のカード、背番号制だから。結局、もうそこに一

括して情報が全て入ってるということになると、非常に私、お年寄りの方はここから始まって狙える。

だから、年金の番号なりいろんな番号なりも、全てこの中から掌握できるようになりますし、まず、個人情報保護に関してのいろんな、先ほどの細心の注意を払ってても、高鍋町の役場が、窓口で、コピーを自分たちが保管してたにしても、結局、だまそうと思う人はどういう手立てを持って、その結局、窓口に来た人が1人受ければいいわけですね、罰を受ければいいというぐらいの覚悟を持ってくるかも知れないと思うんですよね。そこは厳密にしていかないと、非常にお年寄りの年金とか、そういうものが、いたずらに、変なふうにご利用されたりとか取られたりとか、いうことにもなりかねないのではないかなという、本当に心配してるんですよね。

だから、背番号って言うのは、私たち、このカード化によって使いやすいように思うけれども、思うけれども、悪意に満ちた人から見ると、もうすごく、これは宝の持ち物なんですよね。

だから、そういうことを見抜く力っていうのを私たちもつけないと本当はいけないんでしょうけれども、なかなか、例えば、代理人が子供さんであって、その子供さんであるっていうことの証明がなかなか写真もないし、その代理人の方が子供ですって言われて一緒に来られたときに、それを保管することになってるけれども、写真もいっしょに保管できるんですか。来られた方の写真も一緒に保管できるんですよね。だから、その写真で息子さんであるという確認を、じゃあ再交付をするときに、できるんですか。

だから、そこのところは私、非常に戸惑いを感じてる部分があるわけですよ。若い人なら、そんなに正直な話、年金を持ってるわけでもないし、勤めてるところでの給料とか、そういうものだけかもしれないんですけど、年金を持ってらっしゃる方っていうのは、非常にその辺のところは、そして年を取るごとに物忘れは当然、ひどくなってきますし、記憶力も本当に落ちてきます。行動も当然、鈍りますし、だからそこ辺のところの確認と言うのが、たとえばオレオレ詐欺なんかで言ったら、電話の声を勘違いしてということで、お孫さんの声を勘違いしてとか言うことも、いっぱい事例が報告されてる部分が、全国ではございませぬけれども、やはりそういうことを考えたときには、再交付について本当に準備万端なのかなと。

だから、これはもう再交付についての金額が提示してある、手数料やら提示してあるだけなんですけれども、やはりどこかでしっかりとねちねちと言うつもりはないんですけど、ある程度、石橋を叩いてしっかりとここをしておかないと、私たちが何も知らずに、さあ、賛成しましたよというふうになってしまうと、後になって、あなたたちが、そこも確認せずに賛成したからこういう条例ができて、オレオレ詐欺とかに遭う人が多くなったじゃないかということが、もし万が一出て来た場合は、非常に危惧される部分をここは秘めていますので、再交付されるときの本人確認及び代理人の確認のところ、写真をつけてるということで、うなずいてはいただいたんですけど、その辺のところは代理人としての確認、

そして代理人がもし子供さんであった場合、弁護士である場合には、ちゃんと弁護士の写真がありますので、そんなに、あんまり、弁護士もときどき新聞沙汰になるかたもおられますけど、総じてそんな方はあまりおられないんじゃないかなというふうに、ちょっと私、思いますので、基本的に、子供さんとか代理人の確認ですね。それについては、例えば息子ですわと言われても、写真が載ってても、本当に息子さんと確認できるのかどうかというところの情報っていうのも、こちらは持っているのかどうかというところが、非常に気になるんですよ。だから、代理人である、息子であるというふうにおっしゃったときに、写真を見て、それが息子かどうか判断できるかどうかというところはちょっと気になるんですよ。

ちょっとそののところだけ、どういうふうの流れとしてやっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（杉 英樹君） ちなみに、最初に質問のありました部分で、まず、年金の情報等についてなんですが、こういう広報紙とかパンフレットが出てますけど、これにも記載がありますが、税とか年金の情報とかは一切入っておりません。チップのほうに、カードに記載されてる電子のチップには入っておりません。

最後のほうにありました、代理人等の確認が続柄とかっていうところになりますけど、それについても細かく規定がされておまして、例えば息子とか親とかであった場合について、兄弟とかについては当然、町民生活課のほうで戸籍とかそういうところで確認ができる部分については行います。

ない場合については、そういうものについて代理人申請に来られた方に提示をしていただく形になります。あくまで内部で確認できないものは、代理申請者に提示をしていただく。

先ほど言われました写真については、まず1点のものでできるものが、パスポートとか免許証とかそういうものになりますけど、当然、公的機関の発行した、写真がついたものになるものをコピーさせていただきますので、当然、代理申請の場合はカードを申請する本人の分と代理人の分、それぞれのそういうものが必要になります。本人さんが出頭できないという場合は預かって来ていただくと、現物を出しなさいということを一応、求めています。そういう形の運用での事務取り扱いになってます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第43号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 単に文言が変更されただけだと思いはあるんですが、文言が変更された要因はどこにあるのか、その理由は何なのか、内容に変化があるのか、また、そのことによってサービス内容が変更されるのか、お伺いしたいと思います。

例えば、第121条の地域密着型が、指定が入ることによるサービスの変化があるのか、具体的な答弁を求めたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えいたします。

今回の改正は、サービス内容をより具体的にイメージできる内容にするために、サービス名称の変更を行ったものでございます。合わせて登録定員の緩和、外部評価の効率化などの基準を改正するものであり、サービス内容については従来のとおりでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第44号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは、新たに第7条4項が加わるんですね。前に加えた理由は何なのか。

また、夜間、深夜対応できる事業所はあるのかどうか、これからあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えします。

本条例は、サービスの種類ごとにそれぞれの基準を章を立てて定めておる条例でございます。第7条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護についての規定部分でございます。このうち単独型及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護につきまして、当該サービスを提供する事業所において、夜間及び深夜に単独型及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合の届け出義務を、明文化するものでございます。また、このサービスを現在、提供している事業所は町内にございません。

事業所からのサービス提供を開始したいとの意向も、現在のところ聞いておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 文言訂正のようなんですけれども、例えば、身分を証する書類の携行の中で、初回訪問時は必ず見せることが義務であると、私は見て取れますけれども、そのような理解でよろしいのかどうか。それは、現条例でも同じようであるんですけれども、取りようが違うということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えいたします。

現在の条例では、初回訪問時あるいは利用者またはその家族から求めがあった場合に、身分を証する書類を提示する規定となっておりますが、今回の改正につきましては、議員御指摘のとおり、初回訪問時に必ず提示をすることを規定するものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第46号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今まで住民の中から要望があって、このような改正が出されたのだと思いますが、今までの運用と違いますので、周知が、そんなに何名もいらっしやらないと思いますが、周知が必要だと考えますが、100歳以上の方への周知については、どのように進めて行かれるのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 周知についてでございますが、本議会で御可決いただきましたら、対象者お一人お一人に個別に御連絡を申し上げたいと考えておるところでございます。

また、支給に当たりましては、事前に御本人や御家族、または場合によりましては、介護施設等とも十分な調整を行い、訪問をさせていただく予定でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号高鍋町企業立地奨励条例の全部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 全部を改正するということは、県内、近隣町村と比較してということなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 今回の条例改正の考え方についてでございますが、奨励措置の内容等に関しましては、県内や近隣自治体における奨励制度の状況等も比較参考としておりますが、近年の本町における実際の企業立地案件や奨励措置の適用状況等も勘案したところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私が、なぜそのようなことを聞いたのかというのは、高鍋町は企業立地する上においても非常に、要するに、工場なんかを立地する場合の土地がないわけですね。だから、そういうことから考えたときに、県内とか近隣の町村の状況を見て、やはり全部改正をされたとしても、ここの条項に、これは企業立地奨励条例ですので、ひょっとしたら産業建設常任委員会に付託されるのかもしれませんが、またそこで聞けばいいんですけども、企業立地する場合においては、現在あるいろんな個人が、要するに企業とか個人が所有してる土地とか建物とかありますよね。そういうところの活用を図ったにしても、これ十分、これで対応できるのかどうかというところが、ちょっと聞きたいなと思ってるんですが、どうなるんでしょうか。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 今ある工場の空き家等ですね、高鍋町も保有を、ありますけど、そのようなところを賃貸するとか、そういった場合も適応させるような条例に、今度は改正しております。

今までは業種、情報系の企業に対しては、そのような賃貸の奨励があったわけなんですけど、家賃の補充とか。今回は全てのこの対象となる業種の者に対して、家賃の補助をすることにしております。

○議長（永友 良和） 中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 目的の第1条のところを見ると、大体、全部網羅されてるような気はするんですね。気はするんですけど、例えば、南九大跡地をどういうふうにご利用すべきなのか。私たちが考えても、あそこを持ってらっしゃる方しかその利用のあり方については考えることはできないわけですね。

だから、私がお願いしたいのは、例えばこのコールセンターあたりについても、南九大の施設をしっかりとそのままひょっとしたら使える可能性もあるということを、もしこれが全部改正が通った場合ですね。高鍋町にそういった建物なり土地なりを保有していられる個人、大きな企業、そういうところでどういった働きかけをして行くのかということの流れが、ちょっと見えないかな。ただ、全部を改正してそれで終わりなのか、どうかというところの考え方っていうのはどういうふうに、これを考えて、そのところをどういうふうに考えて提案されたのかどうか、その内容をお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 先ほどもちょっと申し上げましたけど、高鍋町に空き家等があった場合、そのようなものを有効活用するために、このような条例を提案したわけでございます。今からこのような点を、通れば、周知を図っていかないといけないかなと思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第48号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 韓国などでは個人番号というのがありまして、それによって全ての個人情報がわかりますが、履歴なんかは、もう警察でも利用できるようです。

個人情報が番号によって全て明らかにされることは、私はいかがなものかなと思うんですが、この条例によって、どういうところまで個人情報が番号によって載せられていくのか。国が決めたからというのではついていけない住民も存在すると思いますが、住民への周知徹底はどのような流れで行われるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） マイナンバー制度の周知についてでございますけれども、これまでも広報たかなべでの記事の掲載を行っております。また、先日、パンフレットの配布を全戸に配布をして周知を図ってきたところでございます。今後も同様の周知を図るほか、要望があった場合は地区での会合等に出向き、制度の概要説明や情報の提供等を行うこととしております。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） どういう情報が記載されるかっていうことは、私もちょっと気になる場所なんですよね。それと、やはり聞いてくれれば何でも答えますよという答弁だったと思うんですよ。聞いてくれれば。でも、聞き方がわからない人もおるじゃないですか、やっぱり。

だから、この個人情報のしっかりとした今度のマイナンバー制度は、しっかりみんなに理解してもらわないと、これ、恐ろしいことになるんですよ。このあだおろそかで、いろんなマイナンバーっていうか、それによっては、非常に、先ほどのよりもずっと、マイナンバー制度で個人情報が満載されていくということになってると、賞罰なんかも載るんじゃないかということだったんですけれども、やっぱり非常に、パンフレットを配ったということなんですけれども、このパンフレットを読んでも人が一体何人いるんでしょうかね。

私はやっぱり、その辺の、配りっ放し、やりっ放しで一体、どれぐらいの住民への周知徹底が図られるのかっていうことを、私は政策推進課はアンケートを取るなりして、私は周知徹底を図っていただきたいなと。

そのために、私は、行政事務連絡員さんが各行政地区にはいらっしゃるわけですから、ちゃんと行政事務連絡員さんは非常勤の特別職として、条例にもちゃんとうたってあるわけですから。やっぱりこの方たちがこのマイナンバー制度については周知徹底をしっかりといただき、そして、そのことを各地区で本当に熟知したことをしっかり、自分で言えなければ、例えば行政事務連絡員さんと公民館長さんと、違う場合には、公民館長さんとお話し合いをしていただいて、地区の方を集めていただいて、徹底していくということ

をここでとっておかないと、うやむやにした形でお知らせしましたわと、これ、言いましたわと、いうことで行くような問題では、これ、ないと思うんですよ。

だから、そのところをやはりちゃんと私たちもきちんと頭の中に落としておかないと、マイナンバー制度とはどんなものか。これがじゃあ、どういうふうにご利用されるのか。どういうふうなときに情報が、だから、例えば警察当たりなんかでも、これなんかが行っているということであれば、これはもう本当に大変だなというふう思うんですよ。

使っていていいところが高鍋町の庁舎内だけじゃないと思うんですよ。恐らく提携というか、恐らく、前、個人情報保護法っていうのができたときに、町民課から、例えば出生をしたというときには、必ず情報を共有できるようにとお願いをしてきたと思うんです。だから、そのところがどういうふうな流れになるのかということ、しっかりと答弁していただかないと、いけないなと。周知徹底についてはどういうふうにしていくのかというところが一番気になるころなものですから、そのところについて、再度、先ほどの答弁ではなく、危機的、思っちゃるんじゃないかな。もういいかと。マイナンバー制度、知らせたから、いいかっていうふうに思っちゃれば、もう、それはそれだけのことだと私も思いますので、再度お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） このマイナンバー制度について、今、国を挙げて周知徹底を図っておりますし、毎日、報道等されております。それほど、国も市町村も全部力を込めて周知徹底を図っているところでございますので、それを受けた上で、当町もそれにのっとって進めていきますし、この議案第48号については、子供の医療費、これ書いてあるとおり、これを定める条例ですので、こういうことを定めてやっていくんです、あとは、また特定情報とか後、出てきますけど、取り扱いについて。そういうことで、的確な、誰も、さっきおっしゃったようなことはありません。的確に、間違いのないように進めていくことを前提に、事務を進めておるところです。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

質疑の途中であります。ここでしばらく休憩したいと思います。1時10分より再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） それでは、午前中に引き続き、再開いたします。

次に、議案第49号高鍋町特定個人情報保護条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号平成27年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これも、項目ありますので、済いません、よろしく願います。

ふるさと納税の基金積立がありますが、関連で、ふるさと納税者へのお礼内容については、そこへ委託したのかどうか、お伺いしたいと思います。

子育て支援に関して、地域型保育事業に関して、どのような要綱なのか、お伺いします。女性農業委員連絡会の立ち上げはどのような内容で、目的はどういうふうになっているのか。

農村施設費に関して、詳細は常任委員会で聞きますけれども、大きな目的としてはどのような内容で進めるつもりなのか、お伺いします。

観光費も同様ですが、県支出金がありますが、要綱並びにどのような内容が委託事業として認められたのか、お伺いします。

消防防災関係でのポンプ購入があるが、古くなったポンプの活用はどのようにしているのか。また、全然使えないものになっているのかどうか、お伺いします。

毎年、教育寄附金をしてくださる方がおられるようですが、本当に大変ありがたいことだと思っております。本人の意思を尊重した使い道とは考えますが、本人とのやりとり及び購入した備品など使った経費の説明はどうされているのか、お伺いします。

体育施設費については、工事の理由及び総合的な判断の上なのか。もしくは、ちょっとした工事なのか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） ふるさと納税をしていただいた寄附者に対する返礼についてでございますが、先般、地場産業振興会に返礼品の選定をお願いしたところではございますが、現時点では返礼品の発送等の取り扱いをする委託先等は、まだ決めてないところでございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（河野 辰己君） 地域型保育事業についてでございますが、本事業につきましては、本年4月1日に施行されました子ども・子育ての新制度における子どものための教育・保育給付の対象事業となります。10月以降に地域型保育事業の1つとなる小規模保育事業所の開設が見込まれることから、地域型保育給付にかかる予算の計上を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） 女性農業委員連絡会の立ち上げなどは、どのよう

な内容で、目的は何かという御質問でございますが、宮崎県女性農業委員連絡協議会は、女性の農業経営への参画の促進等を施策に含む食料・農業・農村基本法の制定を背景に、平成11年に設立されております。

女性農業委員の活動及び連携強化、女性の共同参画の推進や農地の流動化、遊休農地の解消等に取り組み、地域農業の活性化を図ることを目的といたしております。

以上です。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 農村施設費の大きな目的といたしましては、温泉施設の各種機器類の修繕、農産物加工施設の精米機ほか、各種精粉機のオーバーホール、それから総合交流ターミナル施設高鍋温泉めいりんの湯の北側斜面ののり面保護のための測量及び調査業務の委託を進めることを目的としております。

次に、観光費の県支出金の商工費補助金につきましては、県単の魅力ある観光地づくり総合支援事業で、地域固有の観光資源を活用した魅力的な観光地づくりを図るため、市町村等における地域外からの誘客を目指した地域主導による観光地づくりとして交付を受けるものです。

事業の内容といたしましては、高鍋海水浴場、キャンプ村、サーフィン場などの観光案内看板の設置等を行うものでございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 消防ポンプ購入の件でございますけども、買いかえによって生じます古いポンプにつきましては、新しいポンプに比べまして若干、性能は劣るものの、まだ使用できるものでございますので、総務課のほうで引き取りまして、消防団各部で使用しているポンプに不具合が生じた際の代替用若しくは補助用として、また台風や大雨の際の水防活動用として活用する予定としております。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育寄附金の小中学校寄附金についてでございますが、これは、宮崎市の有限会社ミップ代表取締役、都原清次様、高鍋町の御出身の方です、からいただいたもので、本年で3年続けていただいております。毎年、銀行振り込みをされることから、宮崎市の御本人を訪問しまして、直接お礼を申し上げるとともに、使い方、購入内容について報告し、御了解をいただいているところでございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 今回、予算計上いたしました体育施設費の工事請負費につきましては、小丸河川敷広場の案内板を設置するものです。

河川敷広場におきましては、サッカーやグラウンドゴルフ競技に利用されておりますが、町外から来られた方にわかりづらい場合があること、それから広場南側にあります多目的施設の案内表示を合わせて行うもので、利用者の利便性の向上を図るものです。

設置場所につきましては、わかりやすいところに設置ができますよう、現在、国土交通

省と協議中です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） あとは、もう細かいことになりますので、総括質疑ではちょっとしないほうがいいかなと思ってますが。

ふるさと納税基金積み立てに関連しての返礼ですね。これは、地場産業振興会からアドバイスを受けて、まだ委託先は決めてないということだったんですけども、私は、このふるさと納税の基金積み立ての返礼品については、私はできれば、住民みんなにアンケート、こんなものだったら欲しいというような内容が一番いいかなと思うんですよ。何もかも地場産業振興会へお願いするのではなくて、逆に言えば、こんなものが欲しいと。高鍋で言えば個別の、例えば高鍋で出しておる百年の孤独あたりがやっぱり欲しいと思われている方がいっぱいいらっしゃる、これだったら私、欲しいですよと思われる方がいっぱいおられるかもしれないじゃないですか。

だから、皆さんが欲しいものを優先的に並べていったほうが、皆さんに選んでくださいって並べていったほうが、よりふるさと納税の周知徹底も全国的に図れると思いますし、じゃあ、それが欲しいからと言うことで、本来なら目的と違うからということ、あまり返礼品について金額の高いものとかそういうものは控えてほしいという、一応、ありますけれども、国からの要望っていうのもありますけれども、やはり、でもふるさと納税の1つの目的として、やっぱり高鍋町を知っていただくというのも大きな目的のうちの1つになるわけですから、ものが欲しいから寄附するんじゃないと思われる方、また、ものが欲しいから寄附してやると、そういう考え方はおかしいということを使うんじゃないで、やはり全国的に、これはもう、今、話題になってるものですから、例えば、そういうランキングの中で、ふるさと納税のランキングの中で、やっぱりインターネット当たりで全国で5つの、紹介している、いただける一番最初の表紙の、インターネットの表紙っておかしいんですけど、ずっとあるやつ、下の方をこう見ていかないとわからないんじゃないで、一番最初を見れば、例えば、綾町なんかは第5位だから、書いてありますよね。やっぱそういうふうにしてなったほうが、より、ああ、じゃあ私も綾町にやってみようとかいうことが出てくると思うんですよ。

だから、話題づくりもひとつテーマになると思いますので、納税をしていただいた方に喜んでいただける、関連からすると、やっぱりそういった方法も1つじゃないかなと思うんですけど、なぜ、その地場産業振興会へいろんな品物のことをお願いをされたのかなど。その目的は何なのかなというふうにもちょっと思っちゃうんですよ。

それよりも、私は職員なりいろんな人たちに聞いて、あんたたちだったら、アンケートを取ったりして、調べたほうがよっぽどね。そしたら、高鍋にはこれはありませんよと言ったら、そのときに初めて、地場産業振興会にこういうものが欲しいそうなんだけど、ぜひつくってくれないかと、じゃあ、誰かしてくれないかと。

それがやっぱり6次産業化につながっていくし、農商工連携にもなりますし、そういう

幅広い考えというのが、この返礼品の中だけでも、私は出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、なぜ地場産業振興会へ聞かれるのかっていう、その理由が、私には全く理解できないっていうか、そういう部分があるんですが、それについてはどのような考え方を持って地場産業振興会へされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。

地場産業振興会に今回、お願いしたのは、今までも地場産業振興会でお願ひしてるわけですけど、地場産業振興会という言葉どおり、地場の物を扱っておられる企業が集まっておられます。それで、今、一番地場の、高鍋町のもの、いいものを出すには一番ふさわしいかなと思って、一応、選定をしていただいたわけでございます。

今後、いろんなものを選定していかなきゃならないと思いますけど、送るのには安定的な供給とか、そういうのも要ります。生鮮食品とか野菜とかそういうのも以前、ありましたけど、安定して送れるものと、発送とか苦情処理、いろんなことがあると思いますけど、そのような。まずは地場産業振興会にお願ひしたわけでございます。

今後、まだいいものがあれば随時、リニューアル等、ふるさとチョイスにホームページ等載せていきたいと思っております。

また、ふるさとチョイスにはランキング等入っておりますけど、一番トップの画面に対しては、やはり無料で出るとこもあるんですけど、お金が要るところが、枠があるんですね。あそこに載せてらっしゃるところもあります。そういうところも今後、見ながら、ふるさと納税の具合を見ながら、そこにも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。8番、青木善明議員。

○8番（青木 善明君） ちょっと簡単な質問でございますが、教育費社会教育費の53ページ、備品購入費105万円管理用備品というのが掲載、上がっておりますが、これ、何を買われるのか具体的に。

それから、ちょっと前後しまして申しわけありません。49ページ教育費小学校費工事設計委託というのが上がっておりますが、具体的にどういう工事の委託なのか。よろしくお願ひいたします。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育費の美術館費備品購入費につきましては、美術館で開催いたしました特別展、石井秀隣の世界展、これの終了を機に石井氏のほうから寄附の申し出がありました。美術館のために役立ててほしいという石井氏の御意思を尊重いたしまして、本人と協議の上、美術館に収納する作品を安全に保管するための棚ですね、こちらのほうを購入するつもりでおります。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育費のほうの工事請負費のところでございますが、こちらのほう、来年度、学校環境改善交付金を活用しまして、西小学校のほうにトイレ改修工事を計画しているところなんです、前年度の設計後に出て来たのが、1つの敷地内、学校内には、原則として1つの浄化槽を設置するということがございました。そのために、現在、西小学校のほうには合計3つの浄化槽がございます。これを1つにまとめる必要が出てまいりました。今回、この西小学校の第3棟と給食調理場等にある浄化槽を撤去しまして、中央トイレ側の浄化槽に配管接続するための実施設計委託ということになります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第51号平成27年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 1点だけ。繰越金について、どうして全額が入れられなかったのか、基金への戻し入れを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） まず、繰越金を全額投入しなかった理由についてでございますが、これは今後の突発的な高額医療の発生、インフルエンザ等の大流行等、不測の事態に対応するために、平成26年度療養給付費実績額1カ月分相当分を留保しているところでございます。

次に、基金の戻し入れについてでございますが、今回、基金繰入金を5,000万円減額補正しているところでございますが、年度末までに突発的な高額医療の発生等、不測の事態が起こらなかった場合には、残りの5,000万円についても基金に戻し入れ、現在の基金残高を維持してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第52号平成27年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第53号平成27年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第54号平成27年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 基金総額はいくらになっているのか、またどんなときに積み立てを崩していくのか、お伺いします。

ここでは、国保と違って、繰越金は全額投入されているけれども、その理由は何か、お伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） まず、基金総額についてでございますが、平成26年度末の基金総額は1億8,841万9,825円で、保険給付費の支払い財源不足等が生じた場合に、積立金から繰り入れを行うものでございます。

次に、繰越金を全額投入する理由でございますが、介護保険給付費につきましては、国民健康保険のような疾病の流行等による急激な給付費の伸びなどが想定されないことから、今回、全額を投入しているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成27年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 県支出金がありますけれども、活力あるふるさとづくりとはいかなるもので、予算上限はいくらなのか。

また、これは議長にお願いをしたいんですが、要綱など特別委員会までに資料提出されることを要望したいと思います。

また、備品購入など、施設管理関係で経過年数とともに法的にメーター取りかえなどはあるのか、工事に関しては単独での工事なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（川野 和成君） 県支出金の農業費補助金にあります、活力あるふるさとづくり事業とは県単の補助事業であります。農村環境の改善や保全にかかわる整備などを、地域のニーズに即して行い、集落の住民が安心して暮らせる環境づくりを支援する目的の事業でございます。

今回、その対象事業の種類であります、環境保全・エネルギー活用という部門で、補助事業に取り組むものでございます。

本事業に関しましては、県単レベルでの予算規模でございますので、上限は県の予算の範囲内に収まるものということになっております。

次に、メーター器の取りかえにつきましてですけど、計量法によりまして8年で取りかえることとなります。また、今回のメーター器設置工事につきましては、地区外送水にかかる新規の設置につきましては、活力あるふるさとづくりの補助対象となりますが、現在、設置していますメーター器の取りかえにつきましては、基本的には一ツ瀬川雑用水管理事業の収益で対応すべきものと判断しております。

○議長（永友 良和） 只今、中村末子議員から出ました、この要綱等の要望につきましては、担当課のほうにその旨を伝えておきます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。認定第1号、議案第39号から議案第42号及び議案第46号から
※議案第55号の10件につきましては、お手元に配付しました、失礼しました、議案第
50号を55と言ったようですので、議案第50号の10件につきましては、お手元に配
付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託する
ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、議案第39号から
議案第42号及び議案第46号から議案第50号の10件につきましては、各常任委員会
に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第38号及び認定2号から認定第8号までの8件につきましては
は、議長及び監査委員を除く14名をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設
置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び認定第2号か
ら認定第8号までの8件につきましては、議長及び監査委員を除く14名をもって構成す
る特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしま
した。

お諮りいたします。議案第43号から議案第45号及び議案第51号から議案第55号
までの8件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審
査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第45号
及び議案第51号から議案第55号までの8件につきましては、議長を除く15名をもっ
て構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ
とに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。それぞれの正副委員長の互選を行いますので、第3会議
室にお集まりください。

午後1時33分休憩

.....
※後段に訂正あり

午後 1 時36分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計等決算審査特別委員会及び特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、それぞれ正副委員長の互選が行われましたので、結果について御報告いたします。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同副委員長に津曲牧子議員、特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されました。御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

なお、このあと 1 時 5 0 分より特別委員会を開催いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時37分散会
